

# 嘱託警察犬審査要領

## (足跡追及犬の部)

### 1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士は、暴力団活動等の反社会的行為がなく、善良な社会人であること。
- (4) 指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の連絡に応じられる体制が確保できること。
- (5) 足跡追及犬は、突発的かつ迅速な出動を必要とすることから、出動受諾から速やかに出動できる体制が確保できること。

### 2 審査実施要領

- (1) 指導士はコース設定が見えない位置で待機し、審査員の指示により犬とともに車両で出発点付近に移動して遺留物品を原臭として開始する。
- (2) 遺留物品の臭気は係員が当日に臭気付けする。
- (3) 目印ピンは出発点に1本、最終物品近くに1本あり、最終地点のピンを越えた場合は招呼し、失臭地点から再追及すること。
- (4) 追及の所要時間は5分間とする。
- (5) 指導士は犬との距離を5メートル程度に保ちながら、引綱を持たずに追従することができる。
- (6) 審査中、犬が遺留品を発見し告知動作を行った場合、指導士は速やかに審査員に告知すること。
- (7) 遺留品を発見した時や失臭地点から再追及させる時以外、指導士と犬との距離は5メートル程度を保つこと。  
なお、距離の限度は3メートルとし、引綱を引っ張る等の過度の使用は減点対象とする。
- (8) 犬がコースを著しく逸脱した時、又は意欲がないと認められる時は失格とする場合がある。
- (9) 一般の人車等による誘惑臭は、排除しないものとする。
- (10) 不正と認められる状況を確認した場合は失格とする。

### 3 採点方法

服従態度、正確度・追及意欲・動作・遺留品の発見状況等について採点する。各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

### 4 嘱託の合否

嘱託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘱託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 犬の実績

等を勘案して合否を決定する。